

国立台湾大学、沖縄県教育委員会並びに今帰仁村教育委員会間における  
沖縄人骨移管協議書

沖縄の先人の人骨（いずれも頭蓋骨）を台湾大学から沖縄県及び今帰仁村へ移管するため、国立台湾大学、沖縄県教育委員会並びに今帰仁村教育委員会はいずれも本協議書に同意し、署名する。

国立台湾大学医学院が保存している63体の沖縄の人骨は、台北帝国大学から保存が引き継がれてから、現在に至るまで保存状態が良好であり、重要な文化的遺産となっている。

また、本案件は国家間における人骨の移送にまで及ぶ。国立台湾大学、沖縄県教育委員会並びに今帰仁村教育委員会はいずれも、原則的に以下の条件で当該人骨を移管することに同意する。

1. 人骨の出国および入国は、両国の関連法規に適合した形で行う必要がある。
2. 当該人骨は埋葬処理されることなく、人類の重要な文化的遺産として永続的に保存される。
3. 台湾大学の専門家は、将来、必要な場合には、適切な手続きおよび同意を経た後、当該人骨に対して人類学への理解を深めるための研究を進めることができる。

国立台湾大学  
学長代理

郭大維

11.14.2018

日付

沖縄県教育委員会  
教育長

平教昭人

2018.11.14

日付

国立台湾大学医学院  
院長

張上淳

2018.11.14.

日付

沖縄県今帰仁村教育委員会  
教育長

玉城奎

2018.11.14

日付